都道府県水産担当部長 殿

水產庁漁政部漁政課長

梅雨期及び台風期における水産関係の被害防止に向けた対応について

例年、梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、河川の 急な増水・氾濫、暴風、波浪等により水産関係の被害が発生しているところです。

このため、貴殿におかれては、人命の保護を第一として梅雨期及び台風期における水産業関係の被害の未然防止を図るべく、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応が行われるよう、周知徹底をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症対策が重要となっている現下の状況に鑑み、対応に当たっては、新型コロナウイルス感染防止策を講じるようお願いします。

なお、このことについて、貴管下市町村に対しましても、周知いただきますようお願い します。

記

1 関係機関の連絡体制の整備等

台風が接近、通過する地域にあっては、都道府県、地域出先機関、水産業協同組合など関係機関の連絡体制を整備し、気象庁の台風情報を基に、その地域に雨風等によりどのような影響があるか把握しつつ、状況に応じた対応を速やかに現場に徹底すること。

2. 人命を最優先とする行動の徹底

人命第一の観点から、漁業操業や水産業関係施設等の見回りの際には、最新の気象情報(※)、警報、注意報を十分に確認するとともに、次の点に留意しつつ、作業者の安全確保を最優先に、対策の徹底を図ること。

- (1) 暴風雨、異常出水時の施設等の見回りについては、これらの状況が治まるまで行わないこと。
- (2) 暴風雨等が治まった後の見回りにおいても、増水した水路その他の危険な場所には近づかず、足下等、施設周辺の安全に十分に注意し、転落、滑落事故に遭わないよう慎重に行うこと。
- (3) 水産業関係施設等の見回りをする際には一人では行かないこと。また、倒壊のおそれのある施設には近づかないこと。

※気象庁ホームページ

https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#5/34.5/137/&elem=all&contents=warning

- (4) これまでの地震や台風、記録的な豪雨等の影響により被害を受けた地域においては、引き続き、土砂災害に細心の注意を払い、人命を最優先に行動し、二次災害の防止に努めること。
- (5) 出航前の検査や航海条件の事前確認を行うとともに、航海・操業時の安全確保を 図ること。乗船中はライフジャケットを必ず着用すること (義務化)。 (※別添1を参照。)

3. 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症への対応については、「漁業者向けガイドライン」(全国漁業協同組合連合会及び一般社団法人大日本水産会ホームページ掲載)に留意しつつ、作業者の安全確保を最優先に、必要な対策を実施する。

4. 海上の漁業用施設の被害防止対策

漁船、定置網、養殖施設など海上にあるものについては、上架、陸揚げ、係留の強化 (漁船の係留方法を一点係留から多点係留に変更等)、網抜きなど被害防止対策を講ずる こと。特に漁港等に係留している漁船については波浪による沈没等に注意し、安全に十 分配慮した上で、早めに上架や、陸揚げを行うこと。

5. 陸上の漁業用施設の被害防止対策

荷さばき施設、水産加工施設、漁具倉庫などについては、事前の点検、施設周辺の樋(とい)や排水路の清掃、飛来物による損傷や増水による流出を防ぐための片づけを行うとともに、防風対策をはじめとする被害防止対策を講ずること。

電気で動く機械類は浸水しないよう高所へ移動し、また、停電に備え非常用電源を確保するとともに機器等に接続して作動を確認するなど、事前の準備や点検を行うこと。

被災時に停電や断水等が発生した場合には、畜養施設の維持、冷凍庫での保存について、早急に対応できるよう努めること。特に、冷凍庫・冷蔵庫については、内部の温度上昇を避けるため、停電時の開閉は控えること。

6 漁港施設・海岸保全施設等の被害防止対策

漁港・海岸保全施設、漁業用施設等における防災上の適切な措置等の安全対策を講ずること。(※別添2を参照。)

7. 保険・共済への加入

災害に備えて漁船保険や漁業共済等への加入をご検討下さい。

8. その他

農林水産省ではホームページ(1)やMAFFアプリ(2)により豪雨や台風等の風水害に備えるための予防減災情報をお知らせしておりますので、ご活用下さい。(※別添3を参照。)

- (1) http://www.maff.go.jp/j/saigai/taisaku_gaiyou/yobou_gensai.html
- (2) https://www.maff.go.jp/j/kanbo/maff-app.html

(参考資料)

・別添1:「漁業者の安全対策の周知徹底について(注意喚起)」(令和元年11月29日付 け元水漁第1055号 水産庁漁政部企画課長通知)

・別添2:「梅雨前線や低気圧に伴う大雨に対する備えと被害報告等について」(令和3 年5月17日付け事務連絡(水産庁防災漁村課水産施設災害対策室長))

・別添3:農林水産省ホームページ・予防減災情報「漁船の係留強化等の被害防止対策 を講じ、豪雨や台風襲来に備えましょう!」(水産庁漁政部漁政課)

【災害報告連絡先】

担当者:水產庁漁政部漁政課課長補佐(調整担当) 丸山

電 話:03-3502-8397 (直通)

FAX: 03-3502-8220

E-mail: norihito_maruyama880@maff.go.jp

※休日、夜間に重大、重要な災害が発生した場合は、携帯電話または、個人内線 直通に御連絡下さい。

・携帯電話 : 090-9372-7699 (丸山)

・個人内線直通:03-3502-8181 をダイヤル後、ガイダンスに従い「82086」を

入力して下さい。

元 水 漁 第 1055 号 令和元年 11 月 29 日

沿海各都道府県、関係団体 殿

水產庁漁政部企画課長

漁業者の安全対策の周知徹底について(注意喚起)

平素より漁船の安全操業に関し、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

これから冬を迎え、海上の荒天が予想されるとともに、漁船による海難事故が 多い時期を迎えます。また、冬季は海水温が低下しており、この時期の海難事故 は、人命に関わる重大な事故につながる可能性が高くなります。

一般に、海難事故を防止するためには、発航前検査や航海条件の事前確認、航海・操業時の安全確保を含め、漁業者自身の安全意識の向上が重要です。本年に入り、着用が義務化されているライフジャケットの未着用、監督者の目が届かない状況下における、技能実習生など経験の浅い乗組員による船上での単独作業、航海当直部員の資格を持たない乗組員単独での船橋当直業務への従事などの事例が散見されます。

つきましては、漁業者の操業時の安全確保に関し、下記について改めて貴管下 の漁業者、漁業関係者に周知していただくとともに、漁船乗組員への安全教育の 徹底を指導していただきますよう、御協力をお願いいたします。

記

1. 船舶検査の実施

船員法(昭和22年法律第100号)の適用を受ける漁船及び12海里を超えて 操業する小型漁船については、船舶安全法(昭和8年法律第11号)において 定期検査や中間検査の受検が義務づけられています。

2. 発航前検査の励行

安全操業を確保するため、エンジンの不具合がないかなどの発航前検査を確実に実施してください。発航前検査により安全航行について懸念がある場合には出航を見合わせる等の判断も重要です。なお、船員法、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和 26 年法律第 149 号)において、それぞれ発航前検査が義務づけられています。

3. 航海条件の事前確認

発航前には、気象情報等を十分に確認するとともに、荒天時の出航は避けるなど、無理のない航海計画や操業計画を立ててください。

4. 航海・操業時の安全確保

航海・操業時は常に周囲の見張りを励行するとともに、甲板上で操業中の乗組員については、ライフジャケットの着用を徹底させてください*。また、天候の変化に関する情報等を常時入手し、事故や遭難等が生じる危険性がある場合には、操業を中止し安全確保を優先させてください。荒天時には、重量物の固定やドア・ハッチなど開口部の閉鎖などを行い、重心を安定させ、船の復元性を確保することが転覆防止につながります。

**船員法の適用を受ける漁船については、従来からライフジャケットの着用が義務づけられていましたが、平成30年2月1日以降、20トン未満の小型漁船についても、原則、船室外にいる全ての乗船者にライフジャケットの着用が義務化されました。令和4年2月1日より、違反者には違反点数の付与が開始されます(参考資料1)。

5. 海難が発生した場合の対処

海難が発生した場合又はその可能性が予期される場合には、人命の安全確保 を最優先として対応してください。そして、僚船等として人命又は漁船の救助 に従事した場合も含め、直ちに海上保安庁(118番)へ通報してください。

6. AIS(船舶自動識別装置)の導入

船舶の衝突事故の約9割が人為的要因によるものです。AIS は、船舶の位置・進路・速力等の安全に関する情報を自動的に送受信するシステムで、荒天時でも船舶同士の位置や進路を確認しやすくなり、衝突事故防止に役立ちます。

漁船への AIS の設置に当たっては、日本漁船保険組合において、AIS (簡易型 AIS を含む)を搭載した漁船について保険料を一部助成する事業を行っておりますので、活用に向けて周知・指導してください(参考資料 2)。

7. 「漁業カイゼン講習会」や「漁業安全責任者講習会」の利用

漁業における労働災害発生率は、陸上における全産業の発生率の平均の約5倍と高い水準にあります。これらの労働災害を未然に防止するため、全国漁業就業者確保育成センターでは、「漁業カイゼン講習会」や「漁業安全責任者講習会」を全国で実施し、労働環境の改善や海難の未然防止などの知識を持った「安全推進員」やその安全推進員が確実に労働災害を防止できるよう指導する「安全責任者」を養成しています。受講料は無料となっておりますので、積極的にご活用ください(参考資料3)。

8. 船舶へのレーザポインタ照射の自粛要請について

近年、発光信号等の代わりとして、レーザポインタを使用している事例が増加しています。レーザ光を直視すれば失明の危険性があるほか、双眼鏡を使用中にレーザポインタの照射を受けた場合には、約2マイル離れていても目に有害な影響を与えることがあることが報告されています。発光信号等の代わりとしてレーザポインタを使用することは、照射を受けた船舶の船橋担当者の当直業務に支障を来し、目に危害を与える可能性があることから、厳に慎むよう運輸安全委員会から周知依頼を受けておりますので、貴管下の漁業者に対しても周知していただきたく、御協力をお願いいたします(参考資料4)。

事 務 連 絡 令和3年5月17日

関係都道府県及び政令市 水産関係公共土木施設等災害復旧事業担当課長 殿

> 水産庁 防災漁村課 水産施設災害対策室長

梅雨前線や低気圧に伴う大雨に対する備えと被害報告等について

平素、水産関係公共土木施設等災害復旧事業に関して特段のご理解、ご高配を賜り感謝申し上げます。

今年は、沖縄、奄美、九州南部・北部、四国、中国、近畿、東海の各地方で平年より早く (九州以東では平年より3週間早く)、既に梅雨入りし、低い土地の浸水、土砂災害、河川の増水等による災害が懸念されるところです。

こうした中、昨日、気象庁から別添の通り発表がありました。

貴管下の<u>漁港・海岸保全施設、漁業用施設等における防災上の適切な措置及び工事中の各施設につい</u>て必要な安全対策を講じていただくようお願いします。

災害関係の事務については、災害発生後迅速に対応する必要があることから、速やかに調査を実施する必要がありますが、**人命第一**の観点から、<u>暴風雨時においては状況が収まるまで見回りは行わない</u>で下さい。また、調査に当たっては、<u>危険な箇所は無理をせず、安全に十分な配慮</u>を行って下さい。

調査結果については、漁港関係公共土木施設災害復旧事業事務要領(漁港・海岸保全施設)、漁業用施設災害復旧事業事務取扱要領(漁業用施設)、農林水産業共同利用施設災害復旧事業事務取扱要綱(共同利用施設)により速やかに下記までご報告下さい。

なお、<u>土砂や流木等による漁港の航路・泊地の埋そくなど早急な対応</u>が求められる場合には、<u>水産庁と協議の上、応急工事(査定前着工)を実施し、被害の拡大防止等に努める</u>ようお願いします。

なお、このことについて貴管下市町村(政令市を除く。)に対しましても、ご周知いただきますようお願いします。

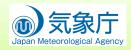
【災害報告連絡先】 水産庁 防災漁村課 水産施設災害対策室 小坂、柳瀬、佐渡、謝名堂、辻 Tel:03-3502-5638(直通) Fax:03-3581-0325 E-mail:下記

yoshimi_kosaka390@maff.go.jp; tomoyuki_yanase060@maff.go.jp; takumi_sado610@maff.go.jp; shun_janado370@maff.go.jp; hiroshi_tsuji990@maff.go.jp

【応急工事連絡先】 水産庁 防災漁村課 水産施設災害対策室 佐藤、内山、小坂 Tel:03-3502-5638(直通) Fax:03-3581-0325 E-mail:下記 akito_sato080@maff.go.jp; yuzo_uchiyama400@maff.go.jp; yoshimi_kosaka390@maff.go.jp

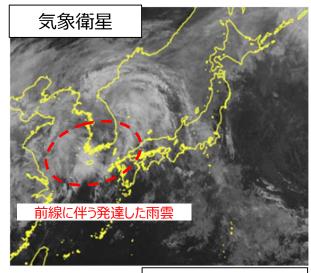
休日、夜間に**重大、重要な災害又は応急対応が必要な災害が発生した場合は**、水産施設災害対策室の携帯電話(080-8421-9435)または、下記の個人内線直通番号へご連絡下さい。

【個人内線直通】 03-3502-8181 をダイヤル後、ガイダンスに従い下記()内の番号を入力。 小坂(86789)、柳瀬(84876)、佐藤(84891)

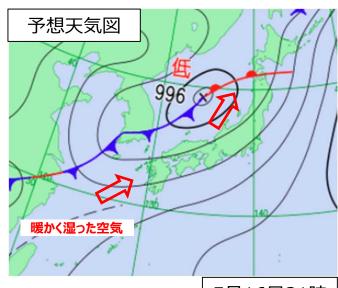


梅雨前線や低気圧に伴う大雨について(低い土地の浸水、土砂災害、河川の増水に警戒・注意)

- <ポイント> 前線や低気圧の影響で、今出水期初めて北日本から西日本にかけて広く大雨となる。 前線に向かって暖かく湿った西寄りの風が入りやすい九州、低気圧の通過する北日本を中心に 雨量が多くなる見込み。九州ではこれまで降った雨で地盤の緩んでいる所がある。
- <概況>梅雨前線が華北から日本海にのびており、前線上の低気圧が朝鮮半島付近にあって東北東へ進んでいる。低気圧は発達しながら日本海を東北東へ進み、17日にかけて北日本を通過する見込み。
 - この低気圧や前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込むため、大気の状態が不安定となる所がある。
- <大雨><u>九州地方では降り始めからの雨量が200ミリを超えている所がある</u>。西日本から北日本では、17日にかけて雷を伴った非常に激しい雨が降り、大雨となる所がある見込み。 梅雨前線はその後も本州付近に停滞する見込み。
- <警戒事項>低い土地の浸水、土砂災害、河川の増水に警戒・注意。落雷や突風にも注意。



5月16日9時30分



5月16日21時

予想される24時間雨量(多い所)単位ミリ

	17日12時までの 24時間雨量	18日12時までの 24時間雨量
 北海道地方	120ミリ	およそ50ミリ
東北地方	120ミリ	およそ50ミリ
北陸地方	100ミリ	およそ50ミリ
近畿地方	120ミリ	50~100ミリ
中国地方	120ミリ	およそ50ミリ
九州北部地方	200ミリ	およそ50ミリ
九州南部	180ミリ	100∼150ミリ

大雨の警報級となる可能性のある期間 (■可能性がある、■可能性が高い)

В		16日		17日		18日	19日
時		12~18	18	~6	6~24	10口	190
北海道地方	大雨						
東北地方	大雨						
北陸地方	大雨						
近畿地方	大雨						
中国地方	大雨						
九州北部地方	大雨						
九州南部	大雨						

48時間降水量 現在の値(5mm以上のみ) 10時20分現在

順位	都道府県	市町村	地点	観測値
				mm
1	鹿児島県	薩摩郡さつま町	さつま柏原(サッマカシワバル)	208.5
2	熊本県	葦北郡芦北町	田浦(タノウラ)	201.0
3	鹿児島県	鹿屋市	吉ケ別府(ヨシガベップ)	199.0
4	宮崎県	都城市	都城(ミヤコノジョウ)	188.5
5	鹿児島県	霧島市	溝辺(ミゾベ)	181.5
//	熊本県	球磨郡球磨村	一勝地(イッショウチ)	181.5

農林水産省

会見・報道・広報	政策情報	統計情報	申請・お問い合わせ	農林水産省について

<u>ホーム</u> > <u>会見・報道・広報</u> > <u>災害に関する情報</u> > <u>豪雨や台風等の風水害に備えるための予防減災情報</u> > 漁船の係留強化等の被害防止策を講じ、豪雨や台風襲来に備えましょう!

漁船の係留強化等の被害防止策を講じ、豪雨や台風襲来に備えましょう!



情報収集

最新の気象情報・警報・注意報を常にチェックしましょう。

連絡体制

地方自治体や漁協など関係機関との連絡体制を整備しましょう。

漁船・定置網・養殖施設など海上にある施設

係留の強化、上架、網抜きなど被害防止対策を講じましょう。

漁具・荷捌き所・漁具保管施設・水産処理施設など陸上にある施設

飛来物による損傷や増水による流出を防ぐために片づけましょう。

施設周辺の谷樋や縦樋、排水溝を清掃しましょう。

電気で動く機械類は浸水しないよう高所へ移動しましょう。

停電、断水対策

蓄養施設、冷蔵庫について、非常用電源を確保しましょう。

冷凍庫・冷蔵庫の温度上昇を避けるため、停電時の開閉は控えましょう。

保険・共済加入

災害に備えて漁船保険・漁業共済等に加入しましょう。

施設等の見回り

人命第一の観点から、暴風雨、異常出水時における施設等の見回りについては、これらの状況が治まるまで行わないように しましょう。

また、暴風雨等が治まった後の見回りにおいても、増水した水路その他の危険な場所には近づかず、足下等、施設周辺の安全に十分に注意し、転落、滑落事故に遭わないよう慎重に行いましょう。

気象情報

現在発表されている気象警報・注意報の情報は<u>こちら</u> (外部リンク:気象庁HP)

お問合せ先

水産庁漁政課

担当者:丸山

代表: 03-3502-8111 (内線6508) ダイヤルイン: 03-3502-8397 FAX番号: 03-3502-8220

公式SNS







イベント情報

関連リンク集

農林水産省 トップページへ

農林水産省

住所: 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話: 03-3502-8111 (代表) 代表番号へのお電話について

法人番号:5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス·地図

サイトマップ プライバシーポリシー リンクについて・著作権 免責事項

Copyright: Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries